

令和2年9月

伊那中央行政組合議会定例会議案書

令和2年9月25日

令和 2 年 9 月伊那中央行政組合議会定例会議案目次

議案第 1 号	伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 2 号	令和元年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について……………	6
議案第 3 号	令和元年度伊那中央病院事業会計決算認定について……………	7
議案第 4 号	令和 2 年度伊那中央病院事業会計第 1 回補正予算について……………	8

伊那中央病院料金条例の一部を改正する条例

伊那中央病院料金条例（平成 15 年伊那中央行政組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

P E T - C T 検査料		1 件	92,500円
--------------------	--	-----	---------

」を

「

P E T - C T 検査料		1 件	92,500円
	人間ドック時に受診する場合	1 件	82,500円

」に、

「

	上眼瞼皺取り術 （眉毛下切開）	両側	1 件	150,000円
		片側	1 件	160,000円
	上眼瞼皺取り術 （重瞼部切開）	両側	1 件	300,000円
		片側	1 件	210,000円
	下眼瞼皺取り術	両側	1 件	160,000円
		片側	1 件	112,000円
	下眼瞼下制術	両側	1 件	120,000円
		片側	1 件	84,000円
	その他の眼瞼術	両側	1 件	200,000円
		片側	1 件	140,000円

」を

「

	上眼瞼皺取り術 （眉毛下切開）	両側	1 件	150,000円
		片側	1 件	300,000円
	下眼瞼皺取り術	両側	1 件	210,000円
		片側	1 件	160,000円
	下眼瞼下制術	両側	1 件	112,000円
		片側	1 件	120,000円
	経結膜下眼瞼脂肪除去	両側	1 件	84,000円
		片側	1 件	200,000円
	その他の眼瞼術	両側	1 件	140,000円
		片側	1 件	

」に、

脂肪吸引・脂肪注入	脂肪吸引 10cm×5cm	1件	100,000円
	脂肪吸引 10cm×10cm	1件	200,000円
	脂肪移植 5mlまで	1件	50,000円

」を

脂肪吸引・脂肪注入	脂肪吸引 50mlまで	1件	100,000円
	脂肪吸引 50ml超 50ml毎	1件	50,000円
	脂肪移植 5mlまで(移植に必要な脂肪吸引50mlまで含む)	1件	150,000円

」に、

レーザー関連	脱毛(両腋窩)	1件	9,000円
	脱毛(Vライン)	1件	15,000円
	脱毛(両前腕)	1件	18,000円
	脱毛(両上腕)	1件	25,000円
	脱毛(両下腿)	1件	25,000円
	脱毛(両大腿)	1件	35,000円
	脱毛(他部位)50shotsまで	1件	10,000円
	脱毛(他部位)50shots超10shots毎	1件	2,000円
	レーザーフェイシャル	1件	15,000円
	シミ(1カ所)	1件	8,000円
	ホクロ、ニキビ跡、入れ墨、脂漏性角化症、疣贅等(1カ所5shotsまで)	1件	5,000円
	ホクロ、ニキビ跡、入れ墨、脂漏性角化症、疣贅等(5shots超1shot毎)	1件	1,000円

」を

脱毛レーザー	脱毛(両腋窩)	1件	9,000円
	脱毛(Vライン)	1件	15,000円
	脱毛(両前腕)	1件	18,000円
	脱毛(両上腕)	1件	25,000円
	脱毛(両下腿)	1件	25,000円
	脱毛(両大腿)	1件	35,000円
	脱毛(他部位)50shotsまで	1件	10,000円

	脱毛（他部位）50shots 超10shots毎	1 件	2,000円
	レーザーフェイシャル	1 件	15,000円
CO ₂ レーザー	ホクロ、脂漏性角化症等 1shot毎	1 件	1,000円

」に、

「

カーボ ンピー リング	鼻	1 件	12,000円
	両頬	1 件	20,000円
	1 shot	1 件	2,500円

」及

び、

「

	ヒアルロン酸注射（ジュビ ダームウルトラXC）	1 件	45,000円
	ヒアルロン酸注射（ジュビ ダームウルトラプラスXC）	1 件	50,000円

」を

削り、

「

	リフトアップレ ーザー	両頬	1 件	15,000円
		全顔	1 件	18,000円

」を

「

	レーザーシャ ワー	両頬	1 件	15,000円
		全顔	1 件	18,000円

」に、

「

電力使用料		1 日	実費を考慮して組 合長が別に定める 金額
病衣使用料		1 日	100円
小人用おむつ 使用料		1 日	300円

」を

「

電力使用料		1 日	実費を考慮して組 合長が別に定める 金額
小人用おむつ 使用料		1 日	300円

」に、

改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

(提案理由)

人間ドックと同時に実施する場合の P E T - C T の料金設定、美容外科の施術内容の見直しに伴う項目の整理及び病衣の提供方法の変更に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和元年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する、同法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度伊那中央行政組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 25 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和元年度伊那中央病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度伊那中央病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 25 日提出

伊那中央行政組合長 白 鳥 孝

令和2年度伊那中央病院事業会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、令和2年度伊那中央病院事業会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和2年9月25日提出

伊那中央行政組合長 白鳥 孝